

2021年4月6日

一般社団法人日本音楽療法学会
資格認定委員会

認定規則書（必修講習会コース）の修正について

2020年2月以降、日本全国を襲った新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない状況となっております。これに伴い『日本音楽療法学会 音楽療法士認定規則（必修講習会コース）』2019年11月版を一部修正いたします。修正となった個所は下記の通りです。

記

1. 臨床経験について：p4/5

2020年2月以降は新型コロナウイルス感染症拡大により、音楽療法の臨床現場の休止、他県への移動の禁止などの対応処置がありました。この現状から、臨床経験の3年目に月数が足りない場合は応募出来ることとしました。ただし条件として、1年間に必要な40日を満たしていること、臨床現場の休止証明を提出することが課せられます。なお、足りない月数は後日必ず補う必要があります。

2. P16 本文1行目およびP21の枠外「2020年11月27日（金）」⇒「2021年11月26日（金）」

3. P23 1) の(3)本文4行目 「2020年5月発行予定」⇒「2021年5月発行予定」

4. P24 4) 学会参加等、200ポイントの取得：

2020年7月1日付で「オンライン講習会の受講ポイント」の規則が示されました。学会ホームページに記載されています。

以上